

審査の結果の要旨

氏名 高木元也

わが国の建設業における労働災害による死亡者数は、長期的には大幅に減少したものの、今後、更なる減少を図るためには、大手建設者と比べ規制の網が届きにくく安全活動の推進力向上が課題とされる中小建設業者に対し、公的支援・指導を充実させる必要がある。

本論文では、労働安全行政施策が定める小規模建設工事（水道工事）を対象に、中小建設業の安全教育の実態を把握し課題を抽出するとともに、労働安全行政施策において、建設業の公的支援・指導の担い手とされる労働安全行政、公共工事発注者、専門工事業団体を対象に、支援・指導の実態を把握し課題を抽出することを目的としている。さらに、これら課題の解決策を見出すため、欧米諸国の労働安全衛生行政における中小企業施策の事例調査と、それら事例のわが国への適用を検討することを目的としている。

第1章「序論」では、研究の背景、先行研究と目的、研究の手法、研究の枠組みについて整理している。

第2章では、中小建設業における安全教育の実態と課題について、管工事業を対象としたアンケート調査により、従業員5人以下の業者及び2次以下の下請業者に所属する者、一人親方は、安全教育の受講頻度が少ない傾向にあること、小規模建設業者の多くは、労働災害事例を十分に活用できておらず、社内講師、教育に活用できる機器が乏しいこと、さらに、中小元請業者の現場責任者の多くは、労働災害は起こらないとの過信傾向にあることを示している。

第3章では、中小建設業者への公的支援・指導の担い手である労働安全行政を対象としたヒアリング調査、アンケート調査等を行い、監督指導の実態、労働安全行政上の重点項目、中小企業に効果があった安全指導、安全指導に有効なツールのニーズ等を把握し、中小企業の指導に係る実態と課題の抽出を試みている。その結果、小規模工事の実態が把握できていないこと、労働安全行政による技術的指導力が低下していること、労働災害の詳細分析結果が十分に提供されていないこと、また、施工業者単位の体制整備の指導を行うことは難しいことを指摘している。

第 4 章では、欧米諸国の労働安全衛生行政における中小企業施策について事例調査を行うとともに、それら事例のわが国への適用について労働安全行政経験者へのヒアリング調査に基づき、わが国の中小企業施策の課題の解決方を整理している。その結果、a)労働災害を含む経営全般リスクの総合的支援、b)中小企業の経営支援を所管する行政との連携、c)大企業による中小企業支援の仕組みづくり、d)労働安全関係法規を理解促進させる取り組み、e)企業等の依頼に応じた行政支援、f)慈善団体や中小企業等組合への支援、g)中小企業への新たな規制による労働安全推進等が抽出されている。

第 5 章では、公共事業発注者の労働災害防止に関する取り組みに関するアンケート調査を実施し、町村等の規模の小さな地方自治体は総じて労働災害防止に関する取り組みが低調であること、労働災害データの活用が進んでいないこと、請負業者への指導力が不足していること、さらに、入札において事業者の自主的な安全活動を評価する仕組みの導入が進んでいないこと等を明らかにしている。

第 6 章では、専門工事業団体における中小建設者を支援する上での課題を明らかにするため、各業種の専門工事業者の専門工事業団体への加盟割合を把握するとともに、専門工事業団体を対象に、安全活動支援の取り組み状況、自主的な安全対策の促進方策等について実態調査を行っている。専門工事業団体には、加盟率の低い業種や安全活動支援を行っていない団体があることや、経営規模が小さな中小専門工事業者で構成される専門工事業団体は、財政的余裕がないため、支援促進のための公的な財政支援が必要であることを指摘している。

第 7 章では、前章までに得られた課題を体系化し、課題相互の関連を分析し、中小建設業の安全教育上の 4 つの課題に対して、公的支援・指導の担い手の課題は、支援・指導すべき中小建設業者を見つけられないことと、効果的な支援・指導ができていないことの大きく 2 つの課題に分類でき、さらに抽出された 7 つの小課題それぞれに対して欧米諸国の事例調査から特定された施策を解決策として検討できることを明らかにしている。

第 8 章は、本論文の結論と今後の研究課題を整理している。

本論文は、中小建設業における安全活動推進のための公的支援・指導の実態と課題を多視点からの膨大なアンケート調査によって把握することにより、体系的に課題を整理した点に特徴があり、今後の労働安全行政に有用な成果を示しており、実務的貢献は極めて大きいものと認められる。また、欧米諸国と比較して我が国の中小企業支援策を分析した点において、学術的貢献も高いものと評価される。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。